

## 別紙様式3（一般競争入札）

令和4年度 秋田森林管理署公共工事 契約状況

令和5年4月3日

分任支出負担行為担当官  
秋田森林管理署長 尾前 幸太郎

| 工事名         | 施工場所                     |           | 工事種別                       | 工事概要             | 入札方式               |
|-------------|--------------------------|-----------|----------------------------|------------------|--------------------|
| 外ノ山治山工事     | 秋田県仙北市角館町字外ノ山国有林1161林班地内 |           | 土木一式工事                     | 山腹工 高強度ネット設置工1箇所 | 一般競争入札<br>総合評価落札方式 |
| 予定価格(税抜き)   | 調査基準価格(税抜き)              | 契約年月日     | 契約相手方の商号又は名称及び住所           |                  |                    |
| 36,139,000円 | 32,562,930円              | 令和5年3月22日 | 株式会社門脇木材 秋田県仙北市田沢湖神代字柴倉135 |                  |                    |
| 契約金額(税抜き)   | 工事着手の時期                  | 工事完成の時期   |                            |                  |                    |
| 33,000,000円 | 令和5年3月                   | 令和5年9月    |                            |                  |                    |

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格

別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由

別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額

別紙「入札筆記書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳

別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合

・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別紙「入札公告」のとおり

・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

## 外ノ山治山工事（訂正公告）

令和5年2月6日付けで公告した「外ノ山治山工事」について、以下のとおり訂正する。

令和5年3月2日  
分任支出負担行為担当官  
秋田森林管理署長 尾前 幸太郎

### 入札公告

#### 訂正前

##### 1 工事概要

(1) ~ (15) 省略

2 ~ 6 省略

#### 訂正後

##### 1 工事概要

(1) ~ (15) 省略

(16) 本工事は令和4年3月1日適用の旧労務単価を適用して予定価格を積算しており、入札にあたっては旧労務単価を適用して見積もった価格で入札すること。

なお、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事については、特例措置通知第2(1)に基づく対応が可能となる場合がある。

2 ~ 6 省略

### 入札説明書

#### 訂正前

1 ~ 2

##### 3 工事概要

(1) ~ (15) 省略

4 ~ 18 省略

#### 訂正後

1 ~ 2

##### 3 工事概要

(1) ~ (15) 省略

(16) 本工事は令和4年3月1日適用の旧労務単価を適用して予定価格を積算しており、入札にあたっては旧労務単価を適用して見積もった価格で入札すること。

なお、令和5年3月1日以降に契約を締結する工事については、特例措置通知第2(1)に基づく対応が可能となる場合がある。

4 ~ 18 省略

【簡易型運用版】施工体制確認型

## 入札公告

### 外ノ山治山工事

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

なお、令和4年度内に契約することができない場合には、本公告を取り消すことがあります。

令和5年2月6日  
分任支出負担行為担当官  
秋田森林管理署長 尾前 幸太郎

#### 1 工事概要

- (1) 工事名 外ノ山治山工事
- (2) 工事場所 秋田県仙北市角館町字外ノ山国有林 1161 林班地内
- (3) 工事内容 高強度ネット設置工 746m<sup>2</sup>
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和5年9月29日まで
- (5) 本工事は、提出された技術提案書に基づき、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）のうち、技術提案（簡易な施工計画）の提出、評価を省略する総合評価落札方式（簡易型運用版）の適用工事である。

また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し審査する施工体制確認型総合評価落札方式の適用工事である。

- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和5年5月4日（工事着手日の前日）まで余裕期間を見込んだ工事である。

なお、余裕期間の技術者の配置は要しないものとする。

また、余裕期間内に、施工体制等の確保及び建設資材の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手できるものとする。

- (8) 本工事において主任技術者を配置する場合、密接な関係のある二以上の工事を同一の建設業者が近接した場所（相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間が60分以内）において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができるものとする。
- (9) 本工事は、入札を電子入札システムで行う対象工事である。

ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。

- (10) 本工事は、週休2日を促進するため、現場閉所による週休2日（4週8休）に取り組むことを前提として、直接工事費及び間接工事費の一部を補正して実施する試行工事である。

契約締結後、工事着手前に週休2日の取組について協議して実施するものとし、その取組状況に応じ林野庁工事成績評定要領（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）に基づく工事成績評定（以下「工事成績評定」という。）において評価を行うとともに、「森林土木工事における週休2日の取組実績

証明書」を発行する。

なお、現場閉所等の達成状況が4週8休以上でない場合は、現場閉所等の状況に応じて請負代金額変更するが、工事成績評定においてマイナス評価は行わない。

- (11) 本工事は、令和4年度 国有林野事業の工事における技術提案資料等の簡素化対象工事である。
- (12) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。
- (13) 本工事については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者の事業計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い必要に応じて請負代金額の変更や工期（履行期間）の延長を行う。
- (14) 本工事は、令和5年度賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。
- (15) 本工事は、ＩＣＴ技術の活用を図るため、受注者の希望により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来型管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事の対象工事（施工者希望型）である。

## 2 競争参加資格要件等

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号(以下「予決令」という。))第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 秋田森林管理署又は米代東部森林管理署、米代東部森林管理署上小阿仁支署、米代西部森林管理署、由利森林管理署、秋田森林管理署湯沢支署、岩手北部森林管理署、盛岡森林管理署、岩手南部森林管理署の管轄区域内の市町村に建設業法に定める本社、支店又は営業所を有すること。

また、経常建設共同企業体として本競争に参加を希望する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

- (3) 東北森林管理局における「土木一式工事」に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。

- (5) 平成19年4月1日以降に元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、各森林管理局・署等が発注した工事で、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が65点未満のものは実績として認めない。

経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。

同種工事：治山事業関係事業における工事(渓間工事、山腹工事、地すべり防止工事、海岸防災林造成の工事(森林整備は除く))であること。

- (6) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に配置できること。

ア 1級若しくは2級土木施工管理技士の資格を有する者又は、次のいずれかに該当する者。

- ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者。

・ 技術士(技術士法による第二次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)又は建設部門又は農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「建設」、「農業－農業土木」、「森林－森林土木」とするものに限る。))の資格を有する者。

・ これらと同等の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

イ 平成 19 年 4 月 1 日以降に、上記(5)に掲げる同種の工事経験を有する者であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上のものに限る。)。

なお、各森林管理局・署等発注の工事でかつ、工事成績評定を受けている工事にあっては、その評定点が 65 点未満のものは実績と認めない。

ウ 監理技術者が必要となる工事にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

エ 主任技術者又は監理技術者が必要となる工事にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が技術提案書の受付日以前に 3 ヶ月以上ある者。

オ 経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できることとし、うち 1 人が上記の要件を満たしていること。

(7) 競争参加資格確認申請書(競争参加資格確認資料を含む。以下、「申請書」という。)及び技術提案書(以下、申請書及び技術提案書を総称して「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 各森林管理局・署等が発注した森林土木工事で、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和 2 年度から令和 3 年度の過去 2 年度に完成・引渡しが完了した工事の実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均が 65 点未満でないこと。

イ 令和 3 年 4 月 1 日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事成績評定点が 65 点未満でないこと。

ウ 経常建設共同企業体にあっては、当該経常建設共同企業体の実績及び工事成績評定点とし、当該経常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、本工事に係る設計業務等の受託者は「株式会社森林テクニクス東北支店」である。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(11) 次の事項に該当しない者であること。

ア 不誠実な行為の有無

請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請等。

イ 経営状況

手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止処分等。

ウ 安全管理の状況

事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない等。

エ 労働福祉の状況

賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受け、改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等。

- (12) 当該工事の施工計画に係る技術提案書等が適正であること。  
その記載内容が適正でない(未記載を含む)場合又は未提出の場合は入札参加を認めない。
- (13) 当該工事の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R 等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。
- (14) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 20 年 3 月 31 日付け 19 東経第 178 号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 以下に定める届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。  
ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出  
イ 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出  
ウ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記 2 に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 技術提案書等の提出期間、提出場所及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所に郵送等(配達証明ができるものに限る。以下同じ。)又は持参して 2 部提出すること。

なお、詳細は入札説明書による。

ア 提出期間

令和 5 年 2 月 7 日(火)から令和 5 年 2 月 20 日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 4 時 00 分まで(正午から午後 1 時までを除く。)。

イ 提出場所

〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話: 018-882-2311

(3) 技術提案書等は入札説明書により作成すること。

(4) 上記(2)に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

### 4 総合評価落札方式に関する事項

(1) 総合評価落札方式の仕組み

ア 入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点 100 点を付与する。

イ 2(12)の技術提案と資料で示された実績等により最大 30 点の加算点及び最大 30 点の施工体制評価点を付与する。

ウ 得られた「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

(2) 評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

- ア 企業の施工実績に関する事項
- イ 配置予定技術者の能力に関する事項
- ウ 地域貢献に関する事項
- エ 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- オ 貢上げの表明の有無

(3) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値〔評価値=(標準点+加算点+施工体制評価点)÷入札価格〕を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

（ア）入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

（イ）評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

イ 落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

ウ 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

エ 上記イの調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

オ 技術提案の方法

技術提案は入札説明書に基づき作成するものとすること。

## 5 入札手続等

(1) 担当部署

〒019-2601 秋田県秋田市河辺和田字和田156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア 交付期間

令和5年2月6日（月）から令和5年3月15日（水）まで

イ 交付場所

上記3(2)と同じ場所。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和5年3月15日(水)16時00分とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和5年3月13日(月)9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和5年3月16日(木)10時00分までに秋田森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和5年3月16日(木)10時00分に秋田森林管理署会議室において行う。ただし入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

## 6 その他

### (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除。

イ 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

### (3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事費内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

### (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

### (5) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

### (6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本案件は、技術提案書等の提出及び入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準（平成 16 年 7 月林野庁）による。

(10) 詳細は入札説明書による。

(11) 本工事は、「共通仮設費のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施に当たって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、森林整備保全事業設計積算要領に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については、労務者確保に係るものに限る。）

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規程第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

(不当な働きかけ)

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

本公告に係る工事請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

国有林野事業工事請負契約約款

参考：東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ> 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは 東北森林管理局のホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧下さい。

【機密性2情報】

#### 【競争参加資格審査担当者限り】

## 競争参加資格確認結果通知書

# 工事名 外ノ山治山工事

## 2 所 屬 事 務 所 秋田森林管理署

3入札公告日 令和5年2月6日

4 競争参加資格確認結果通知期限 令和5年2月22日

## 入札執行調書

件名 外ノ山治山工事  
 日時 令和5年3月16日 10時00分  
 場所 秋田森林管理署 会議室  
 執行者 秋田森林管理署 農林水産技官 尾前 幸太郎 ✓  
 立会者 秋田森林管理署 農林水産技官 平泉 陽子 ✓

確認者 秋田森林管理署 農林水産技官 北林 忍 ✓

| 番号 | 入札者の商号又は名称 | 技術評価点 |     |         | 施行体制評価点 | 第1回 |            |       | 第2回 |    |     | 備考 |  |
|----|------------|-------|-----|---------|---------|-----|------------|-------|-----|----|-----|----|--|
|    |            | 総計    | 標準点 | 技術提案加算点 |         |     | 金額         | 評価値   | 順位  | 金額 | 評価値 |    |  |
|    |            |       |     | 企業評価    | 技術者評価   |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 1  | (株)門脇木材    | 148   | 100 | 5       | 13      | 30  | 33,000,000 | 4.484 | 1   |    |     | 落札 |  |
| 2  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 3  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 4  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 5  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 6  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 7  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |
| 8  |            |       |     |         |         |     |            |       |     |    |     |    |  |

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官またはその補助者であつて、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。

## 入札筆記書

調達案件番号

003802005020220015

調達案件名称

外ノ山治山工事(秋田森林管理署)

| 業者名称    | 業者区分 | 入札第1回      |       |       | 結果 |
|---------|------|------------|-------|-------|----|
|         |      | 金額         | 技術評価点 | 評価値   |    |
| (株)門脇木材 |      | 33,000,000 | 148   | 4.484 | 落札 |

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和05年3月16日

部 署

東北森林管理局秋田森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 36,139,000

予定価格 (税込み) 39,752,900

調査基準価格 (税抜き) 32,562,930

基準評価値 2.767

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

尾前幸太郎

立会・確認担当署名

平泉陽子 北林忍

(別添3)

令和4年度

工事名 外ノ山治山工事積算内訳書

工事場所 秋田県仙北市角館町字外ノ山国有林1161林班地内

東北森林管理局  
秋田森林管理署

### 本工事費内訳表

工事名 外ノ山治山工事

秋田森林管理署

## 明細表

## 明細表

# 明 細 表

1# 点在箇所A ▼

| 3    | 間接工事費 共通仮設費                | 支給品費・無償貸付機械評価額 | 0                  | 処分費等・飛行経費  | 191,000   | 鉄筋、門構工場原価・対地製作する保険料 | 0   |
|------|----------------------------|----------------|--------------------|------------|-----------|---------------------|-----|
| (構造) | T 直接工事費(+)                 | 19,165,000     | o 適用諸経費率           | 1 治山地すべり工事 |           |                     |     |
|      | A 積上仮設費等(+)                | 0              | a 原定率共通仮設費率(%)     | 11.52      |           |                     |     |
|      | S 対象額算定組込経費(+)             | 0              | b 施工地域補正係数         | 1.0        |           |                     |     |
|      | H 対象額算定除外経費(-)             | 0              | c 週休2日補正係数         | 1.04       |           |                     |     |
|      | P 定率仮設費算定対象額               | 19,165,000     | d 採用仮設費率 a * b * c | 11.98      |           |                     |     |
| 単価No | 名 称                        | 規 格            | 数 量                | 単位         | 単 価       | 金 額                 | 備 考 |
|      | 小計 (A積み上げ仮設費)              | 0              |                    |            |           | 0                   |     |
| 7015 | 運搬費                        |                | 1.00               | 式          | 38,298    | 38,298              |     |
| 7016 | 技術管理費                      |                | 1.00               | 式          | 191,000   | 191,000             |     |
|      | 定率現場環境改善費 (T + S) * 1.37 % | 1.00           | 式                  |            | 262,000   |                     |     |
|      | 小計 (B積み上げ仮設費)              | 491298         |                    |            |           | 491,000             |     |
|      | 定率共通仮設費 P * 11.98 %        | 1.00           | 式                  |            | 2,295,000 |                     |     |
|      | 計                          |                |                    |            |           | 2,786,000           |     |
| (備考) | (参考)金額計の内労務費の金額            |                | 0 %割増              |            | 0         |                     |     |

## 明細表

○ 1# 点在筒所A

| 間接工事費 現場管理費 |               | (構造)                  | (森林管理署名)     | (事務所名)            | メインブロック | (サブブロック)  | (ブロック略称) |
|-------------|---------------|-----------------------|--------------|-------------------|---------|-----------|----------|
|             |               | 秋田森林管理署               |              | 本署                | 11      | 177       | 秋田(豪)    |
| 単価No        | 名 称           | 規 格                   | 数 量          | 単 位               | 単 価     | 金 額       |          |
| 現場管理費       |               |                       | 1.0          | 式                 | -       | 8,262,000 |          |
| 計           |               |                       |              |                   |         | 8,262,000 |          |
| A           | 直接工事費         |                       | 19,165,000 円 |                   |         |           |          |
| B           | 純工事費          | (A + 共仮費)             | 21,951,000 円 |                   |         |           |          |
| C           | 飛行費           | (処分費等一部含)             | 191,000 円    |                   |         |           |          |
| D           | 現場管理費算定対象額    | (B - C)               | 21,760,000 円 |                   |         |           |          |
| E           | 現場管理費率        | (Dで算定)                | 35.82 %      | 1 治山地すべり工事        |         |           |          |
| F           | 施工時期補正 設定期工期  | (標準工期)                | 204 日 (      | 240 日)            |         |           |          |
| G           | 冬期期間内工期       |                       | 0 日          |                   |         |           |          |
| H           | 級地区分補正係数      |                       | 1.20         |                   |         |           |          |
| I           | 冬期率(I'年度内工期率) | (G / F * 100)         | 0 %          | (零国の場合年度内工期率と読み替) |         |           |          |
| J           | 冬期補正率         | (H * I / 100)         | 0.00 %       |                   |         |           |          |
| K           | 真夏日           |                       | 0 日          |                   |         |           |          |
| L           | 真夏日率          | (K / F * 100)         | 0 %          |                   |         |           |          |
| M           | 熱中症対策補正率      | (L * 1.2 / 100)       | 0.00 %       |                   |         |           |          |
| N           | 施工地域補正係数      |                       | 1.00         |                   |         |           |          |
| O           | 週休2日補正係数      |                       | 1.06         |                   |         |           |          |
| P           | 補正現場管理費率      | (E * N + (J + M)) * C | 37.97 %      | (J + Mの最大は2.0%)   |         |           |          |
| Q           | 算定現場管理費       | (D * P / 100)         | 8,262,272 円  |                   |         |           |          |
| R           | 端数切捨額         | (千円止)                 | -272 円       |                   |         |           |          |
| S           | 現場管理費         | (Q + R)               | 8,262,000 円  |                   |         |           |          |

## 明細表

| 5 一般管理費等                  |     | (構造) 計算内容は下記参照 | (森林管理署名)     | (事務所名)         | メインブロック  | (サブブロック)  | (ブロック略称) |
|---------------------------|-----|----------------|--------------|----------------|----------|-----------|----------|
|                           |     | 秋田森林管理署        |              | 本署             | 11       | 177       | 秋田(豪)    |
| 単価No                      | 名 称 | 規 格            | 数 量          | 単 位            | 単 価      | 金 額       |          |
| 一般管理費等                    |     |                | 1.0          | 式              | -        | 5,926,000 |          |
| 計                         |     |                |              |                |          | 5,926,000 |          |
| ○ 工事原価                    |     | 点在箇所A          | 30,213,000 円 | 支給品費           | 0 円      |           |          |
|                           |     |                |              | 飛行・産廃          | 191000 円 |           |          |
|                           |     |                |              | (対象額は、上記金額を除外) |          |           |          |
| A 一般管理費等算定対象額（支給品・飛行費で補正） |     | 30,022,000 円   |              |                |          |           |          |
| B 一般管理費等率 (Aで算定)          |     | 19.70 %        |              |                |          |           |          |
| C 補正係数                    |     | 1.00           |              |                |          |           |          |
| D 補正一般管理費等率 (B * C)       |     | 19.70 %        |              |                |          |           |          |
| E 率部一般管理費等額 (A * D / 100) |     | 5,914,334 円    |              |                |          |           |          |
| F 契約保証補正值                 |     | 0.04 %         |              |                |          |           |          |
| G 契約保証補正額 (A * F / 100)   |     | 12,008 円       |              |                |          |           |          |
| H 算定一般管理費等 (E + G)        |     | 5,926,342 円    |              |                |          |           |          |
| I 採用一般管理費等 (千円止)          |     | 5,926,000 円    |              |                |          |           |          |